

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和6年4月30日

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所
筑後川下流用水事業所長 島田 晃成

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、筑後川下流用水事業所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は「別紙-2 参考見積記入様式」を参考にしてください。
- (2) 提出期限：令和6年5月13日(月)まで
持参する場合は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水事業所長 宛
なお、送付先は以下のとおりとする。
〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島23-1
【担当】筑後川下流用水事業所 工務課 磯田 善之
TEL0942-26-5202 FAX0942-26-5274
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。
なお、参考見積書の件名は「PS 検層」としてください。
- (5) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接調査費及び解析等調査業務費のうち、下記「4. 参考見積内容」を実施する為に必要な技術者等の人数を募集します。

(参考) 積算体系



(6) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和6年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

4. 参考見積内容

(1) 基本事項

歩掛参考見積りは、入札目的のものだけではなく、「別紙-1 参考見積仕様書」に示す作業を実施する標準的な歩掛とします。

(2) 目的

地質調査業務におけるPS検層を行うために必要な歩掛を徴取するものです。

(3) 見積内容

- ① 見積内容の詳細については、別紙-1のとおりとします。
- ② 見積もりする員数は、単位数量当たりとし、数量の増減等に伴う補正が必要な場合は、その補正方法（補正算式）を記載するものとします。以下は補正式の事例を示しています。

【例】 単位数量当たり歩掛に対する補正： $○○ \times n + \triangle\triangle$ （n:対象数量）

- ③ 見積項目は、別紙-1に示す「作業項目、作業内容」毎に作成するものとします。
- ④ 業務実施にあたっての準拠基準は、下記等に示すものとし、最新版の基準を用い

て調査を行うものとしします。その他必要な基準がある場合には、水資源機構と協議するものとしします。

- ・ 測量調査等共通仕様書（令和6年4月）独立行政法人水資源機構

(4) 見積有効期限

令和7年（2025年）3月末日としします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期限：令和6年5月8日(水) まで

持参する場合は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (3) に同じ。

(3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：質問書提出期限の翌々日から見積書提出期限終了まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担としします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

第1章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、筑後川下流用水総合対策事業として行う筑後導水路老朽化等の設計に必要な地質調査のうち、以下の作業を行うものである。

第2節 物理検層

2-1. PS検層

1. 測定位置

- (1) PS検層は機械ボーリングφ66（1箇所）により実施するものとする
- (2) 測定位置は、ボーリング調査孔の全長で実施する。

2. 測定方法

測定は、独立行政法人水資源機構が別に定める・ 測量調査等共通仕様書（令和6年4月）第2編第4章第3節速度検層（以下「共通仕様書」という。）に基づき、ダウンホール法（土質の場合1m間隔、岩盤の場合2m間隔）により測定するものとする。詳細は、地盤工学会基準（JGS1122）（以下「JGS1122」という。）によるものとする。

第3節 解析等調査

3-1. PS検層の解析

第2節2-1による測定の解析は、走時曲線及び動的弾性定数の算出結果を加えた速度層構成を求めることを目的とする。なお、報告にあたっては、共通仕様書及びJGS1122に基づき、以下の情報を整理して行うものとする。

- ・測定概要、測定方法・使用機器、データ処理方法
- ・測定結果（走時および補正走時一覧表、波形記録、走時曲線、PS 検層結果図）
- ・原記録および野帳データ
- ・記録写真
- ・測定結果とN値との相関

以 上